

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県教育委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年12月8日

石川県監査委員 焼田宏明
同 増江啓
同 山本次作
同 奥村豊美

(別紙)

七東高第74号
令和2年11月16日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和2年10月29日付け石監査第458-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
生産物の売払収入事務において、売払代金の一部が長期間調定されていないものがあった。 今後、このようなことがないように適正な会計処理に十分注意すること。	七尾東雲高等学校	指摘のありました事項については、今後このようなことがないように、遅滞なく調定するため学校全体で確認する体制を整備し、適正な会計処理を行うよう徹底しました。